【組入投信の運用レポート】

米ドルMMF

本資料は、変額年金保険の特別勘定に組入れられている投資信託についての運用状況を開示するための参考資料であり、募集を目的とするものではありません。また、将来の運用成果を保証するものではありません。
ご契約者が投資信託を直接保有しているものではありません（投資信託を直接購入することはできません）。
特別勘定に組入れられている投資信託の基準価額の変動は、特別勘定の基準価額の変動とは異なります。
本資料は、アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドによる運用報告を、第一生命保険株式会社より提供するものです。
このレポートの最終ページには、諸費用やご契約者の負うリスクなどぜひご確認いただきたい内容について記載しています。必ず最終ページをご覧いただき、内容について十分ご確認ください。

（データは2026年9月30日現在）

［純資産総額］35.19 億米ﾄﾞﾙ（約 5,538 億円）
［決 算 日］毎年12月31日
［設 定 日］1992年1月17日
［純資産価格 ※2］100米ﾄﾞﾙ

［7日間平均年換算利回り（税引前）※1］ 3.206%
［加重平均残存期間］ 42日
［分配方法］ 毎日実績分配
［当月再投資額(税引前)※2］ 0.2861米ﾄﾞﾙ

※1：管理報酬等の控除後の値です。
※2：１万口当たりの純資産価格、再投資額になります。

＜7日間平均年換算利回り(税引前)※1の推移(%)＞

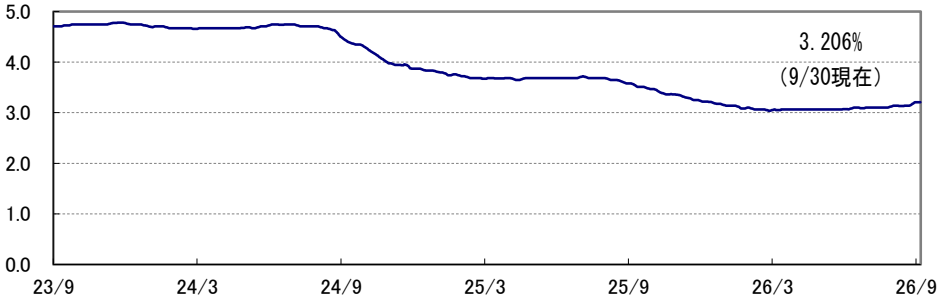

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来を約束するものではありません。

＜組入上位10銘柄＞

	銘 柄	業種	償還日※	格付	比率(%)
1	CAISSE DES DEPOTS ET CON 0%	政府機関	2026/11/24	P-1	8.4
2	LANDESKREDBK BADEN-WURTT 0%	政府機関	2026/10/26	P-1	7.1
3	AGENCE CENTRL DES ORGNMS 0%	政府機関	2026/12/9	P-1	7.0
4	CAISSE DES DEPOTS ET CON 0%	政府機関	2026/11/16	P-1	6.3
5	LANDESKREDBK BADEN-WURTT 0%	政府機関	2026/11/30	P-1	6.3
6	AGENCE CENTRL DES ORGNMS 0%	政府機関	2026/12/4	P-1	5.6
7	AGENCE CENTRL DES ORGNMS 0%	政府機関	2026/11/5	P-1	5.6
8	KFW 0%	政府機関	2026/10/30	P-1	4.9
9	AGENCE CENTRL DES ORGNMS 0%	政府機関	2026/12/23	P-1	4.9
10	LANDESKREDBK BADEN-WURTT 0%	政府機関	2026/10/13	P-1	4.8

※変動利付債は、「次回利払日」を償還日としています。
※「格付分布」及び「組入上位10銘柄」の格付の記号は、ムーディーズ社の表記方法で記載しています。
したがって、S＆P社のA-1及びA-1+はP-1、AAAはAaa、AAはAaにそれぞれ含まれています。なお、格付は、ムーディーズ社、S＆P社のうち、高い格付を採用しています。（保証機関の格付を採用する場合があります。）

＜資産構成比＞

CD	0.0%
CP	85.1%
変動利付債	0.0%
普通債	0.0%
現預金等	14.9%
合計	100.0%

＜格付分布＞

現預金等	14.9%
P-1	85.1%
P-2	0.0%
Aaa	0.0%
Aa	0.0%
A	0.0%
Baa以下	0.0%
合計	100.0%

＜残存年限別構成比＞

現預金等	14.9%
30日以内	25.2%
90日以内	59.9%
180日以内	0.0%
1年以内	0.0%
1年超	0.0%
合計	100.0%

※変動利付債は次回利払日までの日数で計算しています。

＜為替推移 円/米ドル(参考)＞

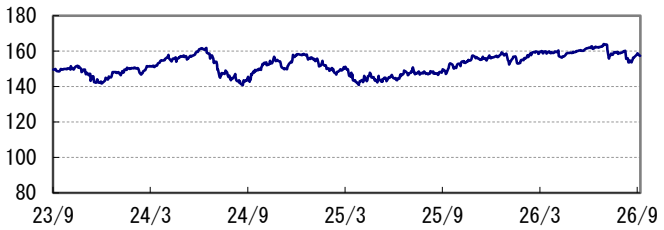

※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

特にご確認いただきたい重要事項【引出機能付災害４割加算型変額年金保険】

■運用リスクについて

・この商品は、年金額、積立金額、解約返還金額、給付金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減する仕組みの、保険料一時払方式の変額年金保険（生命保険）です。引受保険会社は、第一生命保険株式会社です。
・ファンド（特別勘定）での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その運用においては運用リスクを負うことになります。この商品では、資産運用の成果が直接、積立金額、解約返還金額、死亡給付金額等に反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。なお、積立金額、解約返還金額、年金原資、年金額に最低保証はありません。
・積立金額は、ファンド（特別勘定）で運用・管理されます。ファンド（特別勘定）は、実質的に国内外の株式・債券等を投資対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価格の下落」等が基準価額の下落要因となります。
・基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額、年金原資などに反映されるため、積立金額、解約返還金額、年金原資が一時払保険料相当額を大きく下回ることがあり損失が生じるおそれがあります。

■ご負担いただく諸費用について

お客さまには以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

(1) 運用期間中

①すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	金額	備考
保険契約関係費 死亡給付金のお支払いや、ご契約の締結・維持に必要な費用です。	**ファンド（特別勘定）の資産総額に対して年率 1.551%**	ファンド（特別勘定）の資産総額に対して年率 1.551%/365 日を毎日控除します。
運用に関わる費用 各ファンド（特別勘定）の運用に関わる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	**信託報酬は、（年率）1.76275%が上限です。（別表をご覧ください。）** ※運用手段の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。	投資対象となる各投資信託の信託報酬は、信託財産の額に対して所定の率（年率）/365 日を毎日控除します。

※上記の信託報酬の他、以下の諸費用を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。
・有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、信託財産留保額、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用（マザーファンドで運用する場合も同様）等

（別表）各特別勘定が主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等

特別勘定の名称	主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等※	特別勘定の名称	主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等※
日本株グロースファンド	年率 0.957%（税抜 0.87%）を上限	米ドル短期ファンド	管理報酬等　年率 0.91%（上限）
日本株バリューファンド	年率 1.65%（税抜 1.50%）	日本リートファンド	年率 0.704%（税抜 0.64%）
日本小型株ファンド	年率 1.463%（税抜 1.33%）	マネーファンド	元本総額に対し年率 1.0%以内
日本株インデックスファンド	年率 0.3685%（税抜 0.335%）	Dバランスファンド	年率 0．29975%～1．76275%（税抜 0．2725%～1．6025%） うちアセットマネジメント One 株式会社分の費用は 0.29975%程度（税抜 0.2725%程度）です。
グローバルグロースファンド	年率 1.43%（税抜 1.30%）		
グローバル債券ファンド	年率 0.77%（税抜 0.70%）		

※上記信託報酬は、2026 年 4 月現在の数値であり、運用会社により今後変更され引き上げられることがあります。なお、（ ）内は消費税抜きの額を表示しています。

②特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	金額	備考
保険契約維持費 基本保険金額が 200 万円未満の場合にかかる費用です。	**毎月 400 円**	月単位の契約応当日（契約日を含みます）始に積立金から控除します。
解約控除 契約日（増額日）から経過 10 年未満で解約・減額された場合にかかる費用です。	**契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額に対して 6.0%～0.6%の解約控除率を乗じた金額**	解約・減額時にお支払いする積立金から控除します。

(2) 年金受取期間中

項目	年金の種類	金額	備考
保険契約関係費	確定年金 保証期間付有期年金	**支払年金額に対して年率 1.0%**	第2回以後の年金の年金支払日に責任準備金から控除します。
	保証期間付終身年金	**保証期間中：支払年金額に対して年率 1.0%** **保証期間経過後：支払年金額に対して年率 2.0%**	

※上記の率等は年金支払開始日の時期により異なることがあります。

■その他ご留意いただきたい事項について

・この商品では、年金原資、年金額に最低保証はありませんので、お受取りになる年金の合計額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。
・この商品では、ご契約日（増額日）から 10 年未満に解約・減額をされますと解約控除がかかります。また、解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。